

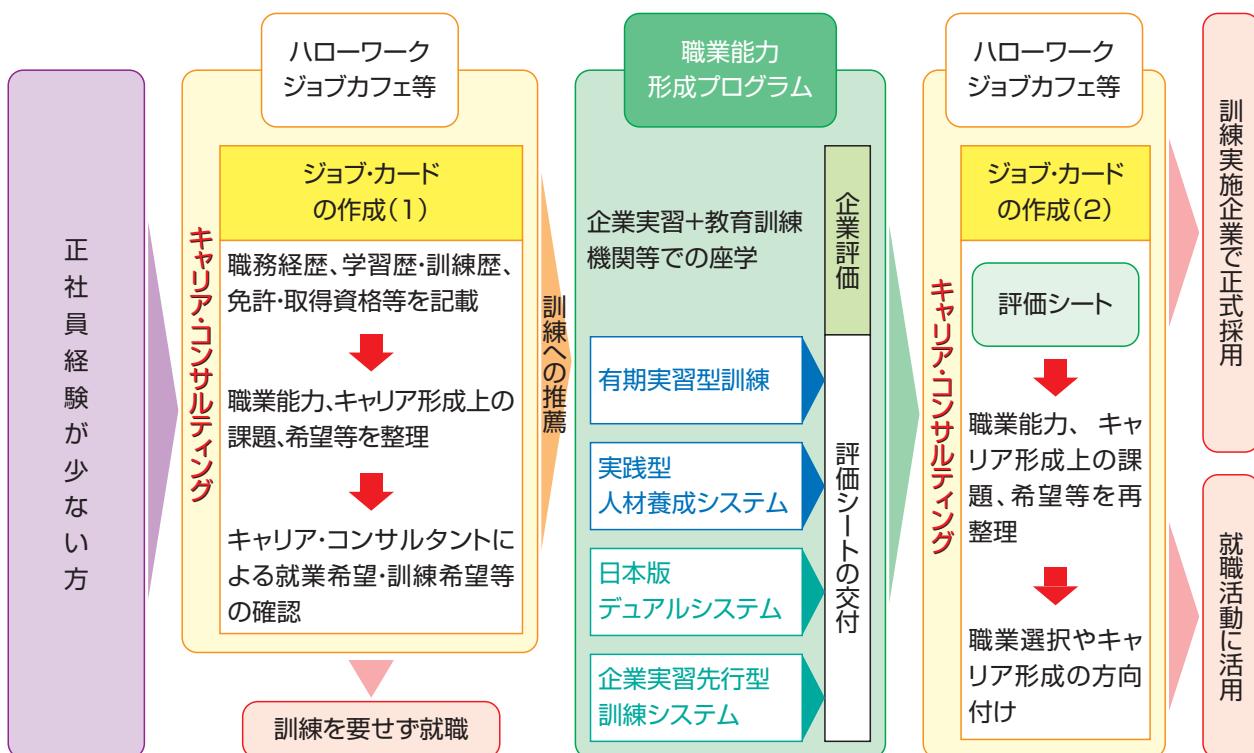
ジョブ・カード制度とは

正社員経験が少ない方々が正社員となることを目指して、

- ・ハローワーク、ジョブカフェ等での、職務経歴、学習歴・訓練歴、免許・取得資格等を記載した「ジョブ・カード」によるキャリア・コンサルティングを通じ、
- ・企業における実習と教育訓練機関等における座学を組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を受講し、訓練修了後の評価結果である評価シートの交付を受け、

「ジョブ・カード」に取りまとめ、就職活動やキャリア形成に活用する制度です。

〈基本型〉



※ジョブ・カード制度には、上記「職業能力形成プログラム」の他に、大学・短大・高専・専門学校において職場で活かせる実践的な教育プログラムが履修できる「実践型教育プログラム」があります。

正社員経験が少ない方とは

訓練を実施する分野において過去5年以内におおむね3年以上継続して正社員として働いたことがある方以外の方をいいます。具体的にはフリーターなどで、ハローワーク、ジョブカフェ等の登録キャリア・コンサルタントが、ジョブ・カードの内容に基づくキャリア・コンサルティングの中で判断した方になります。